

日本医科大学エンブレム使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本医科大学エンブレム（以下「エンブレム」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(エンブレムに関する権限)

第2条 エンブレムに関する一切の権限は、日本医科大学に属する。

(申請資格)

第3条 エンブレムを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は次に掲げる各号いずれかに該当しなければならない。

- (1) 学校法人日本医科大学教職員
- (2) 日本医科大学学生および卒業生
- (3) その他、特に日本医科大学学長（以下「学長」という。）が認める者

(使用の申請)

第4条 使用者はあらかじめ使用許可申請を提出し、学長の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用すること。
- (2) 大学が定めたエンブレムデザインマニュアル（別紙）に基づき、色、形状、使用サイズの規制等を正しく使用すること。
- (3) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認内容の取消等)

第6条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領に定める事項に違反した場合。
- (2) 申請内容に虚偽のあることが判明した場合。
- (3) その他、学長が適当でないと認めた場合。

(損失補償等の責任)

第7条 大学は、エンブレムの使用を承認したことに起因する損失が発生したときの補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第8条 この要領に関する事務は、日本医科大学学事部庶務課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改廃は、学長の承認を必要とする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。